

平成 28 年 7 月 19 日
防衛省防衛大学校総務部厚生課

公 告

防衛大学校平成 28 年度開校記念祭における臨時売店の設置及び経営に関する業者の募集について

横須賀市走水 1－10－20 に所在する防衛大学校開校記念祭において、臨時売店の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関与する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) 上記の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は上記の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書の提出に

同意すること。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 募集業種及び店舗数

弁当等（横須賀名物を含む。）販売業者 2店舗

防衛大学校限定土産物（自衛隊グッズを含む。）販売業者 1店舗

4 出店日（防衛大学校開校記念祭実施日）

平成28年11月19日（土）及び20日（日）の2日間

5 募集要領の配布

- (1) 期間：平成28年7月19日（火）から7月29日（金）

午前9時から午後5時まで（午後1時から午後2時を除く。）

- (2) 場所：防衛大学校総務部厚生課（学生会館2階）

担当：渡部（ワタベ）、八住（ヤスミ）

電話 046-841-3810（内線2130、2034）

- (3) 郵送を希望する場合は、返送先を記して140円切手を貼付した返信用封筒（A4版が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、請求するものとする。

- (4) 応募者に対する説明は、配布期間中随時実施する。

6 応募書類の提出

平成28年7月25日（月）午前9時から8月5日（金）午後5時まで

なお、郵送の場合も平成28年8月5日（金）午後5時必着とする。

7 その他

細部については、募集要領による。